

「災害共済給付金制度」のご案内

【災害共済給付金について】

学校の管理下で発生した事故によるケガ・疾病（熱中症など）の医療費や、ケガ・疾病により障害が残ったときの障害見舞金、及び死亡見舞金を支給する制度です。

【学校の管理下とは】

- ・授業中、休み時間、部活動をしているとき
- ・決められた通学路で登下校しているとき
- ・学校行事により、課外学習をしているとき

◎上記の活動中にケガをした場合は、学校へ必ず連絡してください。

◎給付金の対象となった場合、

見舞金として医療費の1割を後日、口座に振込みいたします。

※「子ども医療費受給者証」等を使用せず、医療費3割を自己負担した場合は**医療費3割+見舞金1割**を後日、口座に振り込みいたします。

【手続き方法】

1、 学校から、下記の必要書類をもらって下さい。

- ※ 必要書類 … ①「学校管理下でのけが等」であることの証明書」、
②「医療等の状況」、③「調剤報酬明細書」、
④「災害共済給付金申請にかかわる承諾書」など

2、 医療機関で受診する時に、

上記の必要書類①、②、③を、医療機関の窓口に提出して下さい。

3、 受診後、上記の必要書類①、②、③、④を学校へ提出して下さい。

☆その他、ご不明な点がございましたら学校、もしくは下記までお問合せ下さい。

【問合せ先】

小牧市教育委員会事務局 学校教育課

(0568) 76-1165 〈直通〉